

伊那市体育施設使用料減免に関する基準

区 分	使用料
1 伊那市又は伊那市教育委員会が主催するもの	免除
2 伊那市又は伊那市教育委員会が共催するもの	免除
3 市内の小学校又は中学校が学校管理下で行うもの	免除
4 長野県中学校体育連盟が主催する大会	免除
5 国民体育大会県予選会（地区予選会を含む）	免除
6 身体障害者福祉法（昭和 22 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けたものがアマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	免除
7 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更正援護施設若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者援護施設の入所者若しくは通所者又は社会復帰のため精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神病院・施設の入所者もしくは通所者及びこれらのものを引率する職員がアマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	免除
8 精神障害者保健福祉手帳に障害等級 1 級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 号に規定する障害等級 1 級をいう。）として記載されている者、身体障害者手帳に第 1 種身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和 57 年 1 月 6 日付社更第 4 号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に規定する第 1 種知的障害者をいう。）として記載されているものがアマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合で、その者 1 人の介助者	免除
9 伊那市体育協会の加盟団体が行う大会	附属設備の使用料を除く使用料の 2 分の 1 の額
10 長野県高等学校体育連盟の加盟団体が主催する大会	附属設備の使用料を除く使用料の 2 分の 1 の額

11 長野県高等学校野球連盟が主催する大会	附属設備の使用料を除く使用料の 2 分の 1 の額
12 市内高等学校が学校管理下で行う行事	附属設備の使用料を除く使用料の 2 分の 1 の額
13 その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が必要と認める額